

●香川県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年5月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成26年4月1日	医療法人社団幸正会 岩本内科医院	善通寺市弘田町496番地1
平成26年4月1日	有限会社松村薬局 グリーンヒル店	東かがわ市松原795番地
平成26年4月1日	ひだまり調剤薬局 三本松店	東かがわ市三本松393番地
平成26年4月2日	あきやま歯科	坂出市室町1丁目2番23号